

(3) 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供

勸 告	図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>内閣総理大臣（消費者庁長官）は、製品安全法第 36 条第 1 項に基づき、重大製品事故の報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとされている。</p> <p>消費者庁は、事業者から重大製品事故の報告を受けた直後における公表について、①ガス・石油機器による重大製品事故については、事業者名及び型式名を含む事故概要を、②ガス・石油機器以外の製品による重大製品事故については、i) 製品起因が疑われる場合には、事業者名及び型式名を含む事故概要を、ii) 製品起因か否か不明な場合及び製品起因による事故ではないと考えられる場合には、事業者名及び型式名を明らかにせず事故概要のみを、それぞれ公表している。</p> <p>また、消費者庁は、事業者からの重大製品事故の報告を受理してから公表するまでの期間について、法令に規定はないものの、事業者は重大製品事故の発生を知った日から起算して 10 日以内の報告が義務付けられていることなどの製品安全法の趣旨等に鑑み、迅速に公表することとしており、事務手続等も考慮し、事業者からの報告受理後 5 日以内（注）に公表している。</p> <p>（注） 事業者からの報告を受理した日の翌日（行政機関の休日に当たるときはその翌日）から起算して 5 日以内（行政機関の休日を除く。）。平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されるまで重大製品事故の発生についての公表に関する事務を所掌していた経済産業省でも、これを公表までの期間の目安としていた。</p> <p>機構が実施した原因究明の結果については、機構から経済産業省を通じて消費者庁に通知され、同庁では、①製品起因であると判断された場合は、事業者名及び型式名を含む事故概要について、報道発表及びホームページ情報の更新を行い、②製品起因ではないと判断された場合又は原因不明と判断された場合は、公表の妥当性等について「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」の調査審議を経て、i) 製品起因ではないときは、事業者名及び型式名を明らかにせず事故概要のみについて、ii) 原因不明のときは、事業者名及び型式名を含む事故概要について、ホームページ情報の更新を行っている。</p> <p>なお、機構から原因不明として経済産業省を通じて消費者庁に通知された事案のうち、依然として製品起因の疑いがあると判断されたものについては、上記の合同会議には付議せず、引き続き調査を行い、原因が確定し次第、報道発表及びホーム</p>	<p>図表 1 - 45</p> <p>図表 1 - 46</p>

ページ情報の更新を行っている。

また、消費者庁では、消費者安全法の規定に基づき関係機関から通知された消費者事故等について、公表要領に基づき当該通知を行った関係機関と調整の上、通知件数、通知機関別内訳等を原則毎週水曜日に報道発表を行っており、重大事故等については、製品名、事故概要等を含め公表している。

図表 1 - 47

【調査結果】

重大製品事故報告・公表制度が開始された平成 19 年 5 月 14 日から 22 年 3 月 31 日までの間に、製品安全法の規定に基づき事業者から報告された重大製品事故は計 3,774 件あり、これらのうち消費者庁又は経済産業省が公表したものは 3,718 件である。

図表 1 - 48

ア 原因究明結果の公表状況

今回、重大製品事故報告・公表制度が開始された平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間に報告された 2,851 件の重大製品事故のうち、54 事業者の 81 製品に係る重大製品事故 316 件を抽出し、経済産業省が重大製品事故の報告を受けてから当該情報を公表するまでの期間を調査した結果、目安としている 5 日を超過しているものはみられなかった。

一方、上記の 316 件のうち、機構が原因究明を行い、その結果を経済産業省に通知した 61 件について、同省における原因究明結果の公表状況を調査した結果、通知を受けてから公表するまで 11 日以上要しているものが 17 件 (27.9%) みられた。

これらのうち、消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会に付議されたことにより時間を要している 6 件を除く 11 件は、機構から原因不明と通知されたものの、経済産業省が製品起因が疑われると判断し、調査を継続したことにより、公表までに時間を要しているものである。

また、これら 11 件のうち 6 件は、事業者からの報告を受けた直後に経済産業省が行った公表では、事業者名及び型式名が明らかにされておらず、うち 2 件は、機構から原因不明との通知を受けてから事故原因を公表するまでの間に、重大製品事故が再発している。このうち 1 件は、過去に同様の重大製品事故が複数発生しており、経済産業省は、これらの事故のときは、機構が原因不明としたものの、製品起因が疑われると判断し、事故原因は特定できていないが引き続き調査中である旨を事業者名及び型式名を明らかにして迅速に公表していた。

このように、消費者に対し注意喚起を行う観点から、機構から原因不明の通知を受けた重大製品事故についても、なお製品起因の疑いがあるものとして、又は

合同会議に付議するなどにより、事業者名及び型式名を含む事故概要を迅速に公表することが重要であると考えられる。

イ 重大事故等の公表状況

消費者庁は、公表要領において、消費者安全法第12条第1項及び第2項に基づき通知された消費者事故等について、重大事故等に該当し、又は該当する蓋然性が高いと認められる場合であって、被害の拡大や同種・類似事故の発生が考えられ得る場合には、事実関係の詳細について未確認であっても、通知機関等と調整した上で、製品安全法の運用に合わせて、事故の概要を公表することとしている。

しかし、消費者庁は、製品に係る重大事故等について、事業者から重大製品事故の報告があり、既に事業者名及び型式名が公表されている場合に限り事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を行っており、それ以外の場合は事業者名及び型式名の公表を行っていない。

また、消費者庁は、製品に係る重大事故等の通知を受けた場合には、当該製品に係る事業者からの重大製品事故の報告状況を調査し、報告が行われていない場合には、事業者に対し事実確認を行うとともに、報告を行うよう指導している。

今回、公表要領が策定、公表された平成21年12月9日から22年3月31日までの間における消費者安全法に基づく製品に係る重大事故等の公表状況を調査した結果、当該期間に公表された製品に係る重大事故等65件のうち、消防機関による原因究明の結果、製品に起因する事故と判断され、消防庁から消費者庁に通知が行われているものの、事業者からの重大製品事故の報告が行われていないものが6件(9.2%)みられた。これら6件は、消防機関による原因究明の結果、製品に起因する事故と判断されていることなどから消費者に対して適切に注意喚起が行われるべき事案であるが、事業者からの重大製品事故の報告が行われていないため、消費者庁は事業者名及び型式名を公表していない。

ウ 事業者による製品事故情報の公表状況

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、製品安全法第34条第1項に基づき、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならないとされている。経済産業省は、事業者や業界団体が製品安全自主行動計画を策定、実践することを通じて、製品安全を事業活動における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図ることを目的として、平成19年3月2日に「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン（製品安全自主行動指針）」を策定、公表している。同ガイドラインにおいては、製品事故等の情報について、「消費者、

図表1-49

販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること」、「消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること」等の取組が示されている。

今回、前述の 54 事業者における製品事故情報の公表状況を調査した結果、製品安全法の規定に基づき報告した重大製品事故について、自社のホームページ上で消費者等に対して公表している事業者は 14 事業者（25.9%）にとどまり、40 事業者（74.1%）は公表していなかった。

これら 40 事業者に対し、製品事故情報の公表を行っていない理由を確認した結果、消費者庁に報告した重大製品事故に関する情報は同庁において公表が行われているため自社で公表する必要がないことなどを挙げており、上記ガイドラインで示されている製品事故情報の消費者等への開示の趣旨が徹底されていない状況がみられた。

【所見】

したがって、消費者庁は、消費者の安心と安全を確保するため、製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 機構から原因不明の通知を受けた重大製品事故について、なお製品起因の疑いがあるものとして、又は合同会議に付議するなどにより、事業者名及び型式名を含む事故概要を迅速に公表すること。
- ② 消費者安全法の規定に基づく関係機関からの通知を端緒として、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の発生を知った場合には、同法の規定に基づき事業者名及び型式名を含む事故概要の公表を迅速かつ適切に行うこと。
- ③ 事業者が製品事故情報を公表する取組を促進させること。

図表 1 - 50

図表 1-45 製品事故に関する情報の公表に関する規定

○ 消費生活用製品安全法（抜粋）

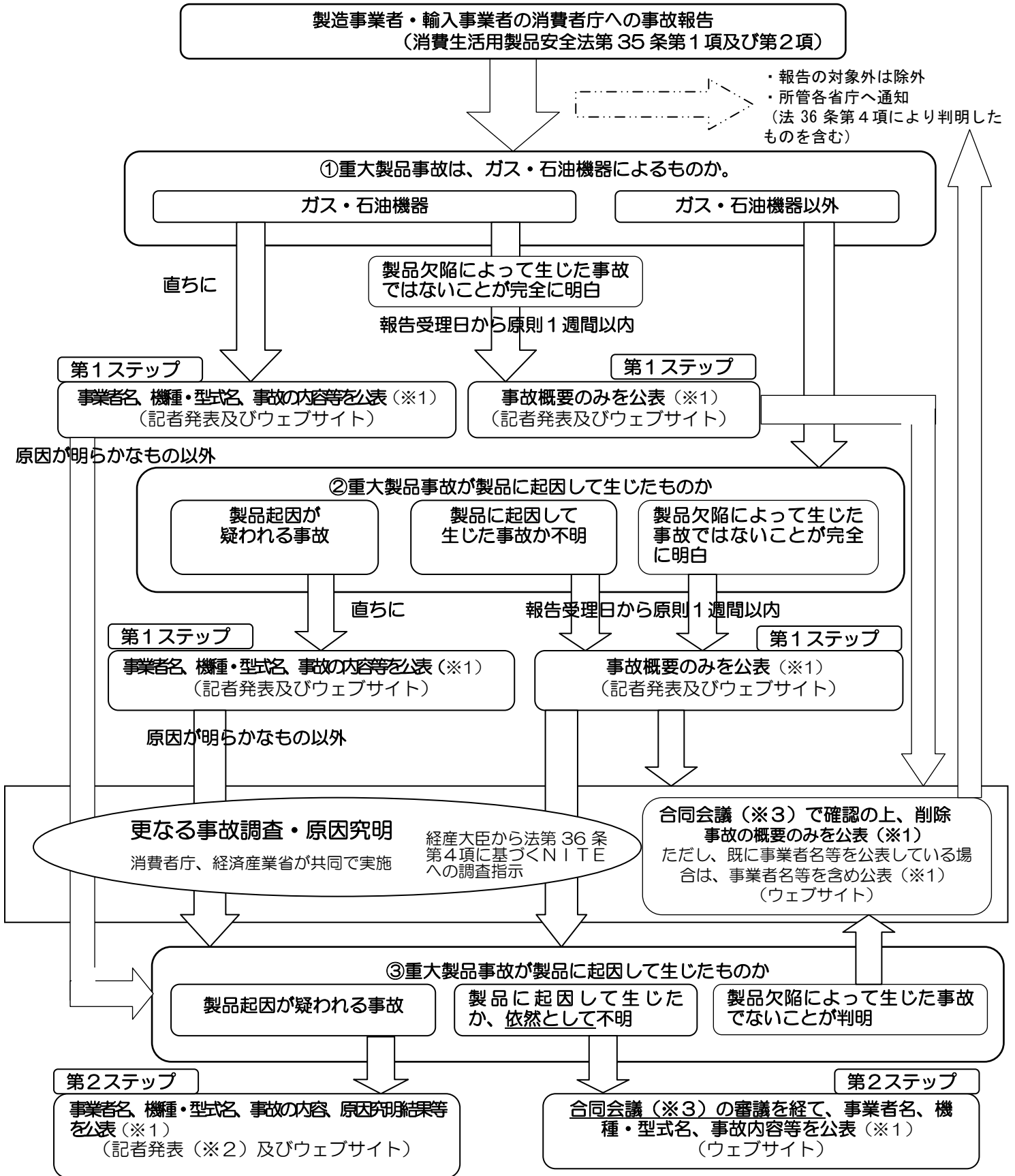
（内閣総理大臣による公表）

第三十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第四項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2～4（略）

（注） 下線は当省が付した。

図表 1-46 重大製品事故情報の公表までのフロー図



(注) 1 消費者庁の資料に基づき当省が作成した。

2 表中における「(※1)」は、経済産業省と協議の上、消費者庁が公表、「(※2)」は、既に事業者名等を公表している場合は必要に応じて対応、「(※3)」は、「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」を意味している。

図表 1-47 消費者安全法に基づく事故情報の公表に関する規定等

○ 消費者安全法（抜粋）

（基本理念）

第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2・3 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 （略）

2 （略）

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4～6 （略）

○ 「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」（平成 21 年 12 月 9 日消費者庁）（抜粋）

I. 基本的な考え方

消費者安全法に基づいて消費者庁に通知される消費者事故等に関する情報については、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止を旨として、その開示に努めなければならない（同法第 3 条第 1 項、第 4 条第 3 項）。そのため、週一回程度を目途として、定期的に情報を集約して公表を行っていく。

また、被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等の発生の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認められる場合等、緊急・重大な事案については、定期的な公表によらず、迅速に公表を行っていく。

II. 定期的な公表

1. 公表のタイミング

原則週一回、月曜日から翌週日曜日までの情報を集約し、通知機関等と調整のうえで、翌週水曜日に公表を行う。

2. 公表の内容

消費者安全法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく通知件数、通知機関別内訳等を示す。また、重大事故等に該当し、または該当する蓋然性が高いと認められる場合であって、被害の拡大や同種・類似事故の発生が考えられ得る場合には、事実関係の詳細について未確認であっても、通知機関等と調整したうえで、消費生活用製品安全法の運用にあわせて、事故の概要を公表する。

一方、「消費者事故等の発生及び被害拡大の防止」を旨とする基本理念に照らしながら、第一報の限りでは消費者事故等に該当するか否か疑義があるもの、個別的な事案であって

既に対応措置が講じられているなどの事情により、被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等の発生が想定され難いもの等については、対象外と整理する。但し、追加情報を踏まえて、適時必要に応じて見直しを行う。

3. (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-48 重大製品事故の公表件数（平成 19 年 5 月 14 日から 22 年 3 月 31 日まで）

(単位：件)

	事業者名・型式名公表	製品名・事故概要を公表			他省庁送付案件	重複・対象外	合計
		原因調査中	製品事故には非該当	製品事故には非該当とみられる			
ガス機器	306	—	293	1	0	8	608
石油機器	406	—	137	0	0	2	545
電気製品	933	575	379	1	0	30	1,918
その他	197	240	199	1	50	16	703
合計	1,842	815	1,008	3	50	56	3,774

(注) 1 経済産業省産業構造審議会消費経済部会第 15 回製品安全小委員会（平成 22 年 5 月 25 日）の資料を基に当省が作成した。

なお、「製品事故には非該当とみられる」については、今後、合同会議で妥当性を判断する予定とされているものである。

2 「事業者名・型式名公表」欄の「ガス機器」及び「石油機器」の件数には、調査中の案件も含まれている。また、「電気製品」及び「その他」についても調査中の案件が含まれている。

3 「重複・対象外」の案件については、公表されていない。

図表 1-49 製品事故に関する情報の公表に関する事業者の責務

<p>○ 消費生活用製品安全法（抜粋） （事業者の責務）</p> <p>第三十四条 <u>消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>
<p>○ 「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン」（平成 19 年 3 月 2 日経済産業省）（抜粋）</p> <p>製造事業者に係る自主行動指針</p> <p>01. 企業トップの意識の明確化について</p> <p>02. 体制整備及び取組について</p> <p>（1）リスク管理体制の整備</p> <p>（2）情報の収集・伝達・開示等の取組について</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>製品事故等の情報について、消費者、販売事業者等の社外の関係者に対する開示体制を整備すること。</u></p> <p>④・⑤ （略）</p> <p>⑥ <u>製品事故等の情報について、消費者の安全・安心を第一として消費者に対して迅速かつ適切に開示すること。</u></p> <p>⑦ <u>製品事故等の情報について、販売事業者、修理・設置工事事業者等の社外の関係者に対して迅速かつ適切に開示すること。</u></p> <p>⑧～⑪ （略）</p> <p>（3）（略）</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-50 事業者が報告した重大製品事故情報を公表していない理由（複数回答）

(単位：件、%)

公表していない理由	件数 (割合)
回収等の実施時において、公表を実施しているため	31 (77.5)
経済産業省において公表が行われているため	11 (27.5)
所属している業界団体から公表が行われているため	3 (7.5)
ホームページを開設していないため	1 (2.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査対象とした 54 事業者のうち、消費者等に対して事業者が報告した重大製品事故の情報を自社のホームページ上での提供していない 40 事業者について作成した。

3 () 内は、構成比である。ただし、複数回答のため、合計は 100%にならない。